

## 指定管理者候補者選定結果

施設の概要	施設名	真庭市湯原保健福祉センター
	所在地	真庭市下湯原47番地
	施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造り）</li> <li>・平屋建て</li> <li>・延べ床面積 2,036.89㎡</li> <li>・敷地面積 10,476.53㎡</li> </ul>
	竣工年月日	・平成12年4月18日
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真庭市湯原保健福祉センターの運営に関する事</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関する事</li> <li>・市民の保健福祉の総合的な向上発展のための場と機会を提供し、もって市民福祉の増進を図ること</li> <li>・モニタリングの実施に関する事</li> </ul>
	所管課	健康福祉部高齢者支援課
	施設名	真庭市八束老人福祉センター
	所在地	真庭市蒜山富山根154番地1
	施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造</li> <li>・平屋建て</li> <li>・延べ床面積 516.00㎡</li> <li>・敷地面積 3,390.58㎡</li> </ul>
	竣工年月日	・昭和56年12月26日
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真庭市八束老人福祉センターの運営に関する事</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関する事</li> <li>・地域の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営ませることに寄与する事業</li> </ul>
	所管課	健康福祉部高齢者支援課
	施設名	真庭市中和デイサービスセンター
	所在地	真庭市蒜山下和1801番地
	施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造</li> <li>・平屋建て</li> <li>・延べ床面積 562.41㎡</li> <li>・敷地面積 3,365.00㎡</li> </ul>
竣工年月日	・平成5年8月6日	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真庭市中和デイサービスセンターの運営に関する事</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関する事</li> <li>・在宅の高齢者等に対し、通所により各種のサービスを提供し、在宅高齢者の生活の助成、社会的孤立の解消、心身機能の維持向上を図ることに寄与する事業</li> </ul>	
所管課	健康福祉部高齢者支援課	
募集内容	募集方法	非公募
	指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日まで（5年間）
	募集期間	令和6年6月10日～令和6年7月12日まで（33日間）
	申込状況	1団体

## 指定管理者候補者選定結果

選定基準	<p>指定管理者申込書及び提出書類の審査（1次選考）並びにヒアリング（2次選考）により、指定管理者選定審議会において候補者として選定する。</p> <p>(1) 施設の設置目的及び市の示している管理方針と整合性が図られていること。</p> <p>(2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。</p> <p>(3) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。</p> <p>(4) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(5) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。</p> <p>(6) 利用者及び職員の安全確保と個人情報の適正な管理体制の確保を行うこと。</p> <p>(7) 団体、企業として地域の一員の役割を果たし、地域貢献活動に積極的に取り組む意欲があること。</p> <p>(8) その他、関係条例、条例施行規則に準ずる。</p>	
選定方法	選定審議会	<p>真庭市指定管理者選定審議会(外部委員4名)</p> <p>会 長 元井 哲也 真庭市行政経営審議会委員</p> <p>副 会 長 新谷 芳子 美作大学生生活科学部社会福祉学科准教授</p> <p>委 員 森脇 光博 森脇光博税理士事務所税理士</p> <p>委 員 藤井 美知子 特別養護老人ホーム千寿荘荘長</p> <p>委 員 樋口 竜悟 真庭市健康福祉部長</p>
	一次審査	<p>令和6年7月24日(水) 出席委員5名</p> <p>申込団体から提出された事業計画書、収支計画書等の申込書類の内容を選定基準に基づき審査し、仮採点を実施した。</p>
	二次審査	<p>令和6年7月24日(水) 出席委員5名</p> <p>1団体の書類審査と申込団体から3施設合計で30分以内の提案説明、20分程度の委員との質疑応答を経て、評価採点表(200点満点)による審査を各委員が行い、その審査点総合計(1,000点満点)により最終的な順位を決定した。</p>

### 選定結果

二次審査の結果に基づき、選定審議会において指定管理者候補者として適当と認められる団体を以下のとおり選定した。

#### (1) 審査点

団体名	審査点 (1,000点満点)	摘要
社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会	720.3点	候補者

#### ◆選定基準及び配点

##### ①書類審査 (850満点)

大項目	審査項目(中項目)	審査の視点(小項目)	配点	候補者
(1)	(1)-1	設置目的に合致した管理運営が行われること。	20	14
		設置目的に合致した管理運営に係る基本方針の策定		
		基本方針が施設の設置目的に合致しているか。		

### 指定管理者候補者選定結果

(2)	市民の平等な使用が確保されること。	(2)-1	市民の平等な使用の確保	一部の市民に対し不当に利用を制限したり優遇したりすることはないか(地域住民, 地域外住民等)。	20	16
(3)	施設の効用が最大限に発揮されること。	(3)-1	施設効用の最大化	事業計画の内容が, 具体的, 現実的であり, かつ創意工夫や積極性が見られるか。 施設の利用を促進させる方策(宣伝・広報等)がとられているか。	60	41
(4)	サービスの向上が図られること。	(4)-1	利用者に対するサービスの向上	自主事業の内容が施設の設置目的に合致しており, かつ利用者にとって魅力的なものとなっているか。 利用者への応接等の職員研修は計画しているか。 利用者の要望・意見・苦情を把握し, 改善に結びつける方策がとられているか。 管理運営全般について, 定期的に評価し, 改善に結びつける方策がとられているか。	210	155
		(4)-2	その他施設運営	施設の運営に利用者が関与することについて方策がとられているか(市民との協働の視点があるか)。 季節や天候に柔軟に対応できるか(除雪等)。 自主事業開催時に日常管理運営業務に支障が出ない体制となっているか。		
(5)	施設の活用による経営改善が図られること。	(5)-1	利用者数の増加に伴う増益等や管理に係る経費の縮減(単なる人件費の削減になっていないか)	市の算定に対する収入の増加や経費の縮減程度はどのくらいか。また, 現実的な収入、経費見積りがなされているか。 市の算定する収入及び経費算定項目と比較して相違等があるか。また, その影響度を把握し運営に支障が生じない対策を講じているか。 利用者数の増加に伴う増益等や経費の縮減及び効率的な管理運営のための創意工夫が見られるか。	100	69
(6)	事業計画書に基づき, 継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。	(6)-1	人的能力	仕様書に基づいた職員配置となっているか。 職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制は講じられているか。	100	76.5
		(6)-2	物的・経営的能力	施設の管理運営の実績はどうか(公的施設, 他の施設)。 法人・団体としての施設管理の体制はどうか(施設現場に対する管理部門の支援体制等)。		

### 指定管理者候補者選定結果

(7)	個人情報適正に管理されること。	(7)-1	個人情報の管理	個人情報保護の管理体制はどうか(職員への周知, 書類の保管, 利用の適正)。	20	15
(8)	人の安全が適正に確保されること。	(8)-1	安全の確保	利用者及び職員の安全確保の対策(緊急時対策や防災対策)はとられているか(標準書の整備や職員の指導等)。	20	13
(9)	真庭市における地域貢献による実績	(9)-1	真庭の情報発信	真庭の情報を広く発信した実績	10	6
		(9)-2	地域活性化の取組	真庭市内の地域活性化につながる取組を行った実績(地域活動、地域行事、環境美化、職場体験受入、商工会への協力等)	20	16
		(9)-3	地産地消の取組	市内業者利用促進による地産地消の取組みの実績	20	16
		(9)-4	雇用の確保	従業員(正職・臨時・パート内訳)の真庭市民の継続的な雇用実績	20	16
		(9)-5	市内の施設との連携	真庭市内の他の施設や団体等との連携や協力実績	20	16
		(9)-6	安全確保の連携	災害時の避難場所等の提供、地域との連携実績	10	7
真庭市内で指定管理の実績がある場合は、全ての施設に対しての提案実績に対して評価する。また、新規に参入する場合には、真庭市内との関わりがあればそれを評価する。						
(10)	他市を含む指定管理を受けている場合は、行政からの指示文書	モニタリングによる結果			10	8
(11)	他市を含む指定管理を受けている場合は、行政からの指示文書	運営で評価された内容			10	7.5
(12)	会社の優良度・誠実度	法令違反、協定違反があった場合(0~△20点)			0	0
(13)	真庭市における地域貢献による提案	(13)-1	真庭の情報発信	真庭の情報を広く発信する提案	10	6
		(13)-2	地域活性化の取組	真庭市内の地域活性化につながる取組を行う提案(地域活動、地域行事、環境美化、職場体験受入、商工会への協力等)	20	15
		(13)-3	地産地消の取組	市内業者利用促進による地産地消の取組への提案	20	14
		(13)-4	雇用の確保	従業員(正職・臨時・パート内訳)の真庭市民の継続的な雇用提案	20	16
		(13)-5	市内の施設との連携	真庭市内の他の施設や団体等との連携や協力提案	20	16
		(13)-6	安全確保の連携	災害時の避難場所等の提供、地域との連携提案	10	6
(14)	得点加算			市の算定金額に対する提案額の縮減(増加)	40	20
				市の地域貢献による実績による加算(増加)	40	30.8

については、実績を評価している。

## 指定管理者候補者選定結果

### ②提案説明及び質疑応答による審査 (150満点)

大項目	審査の視点(小項目)		配点	候補者
(1)(2)(3)(4)(5)	ア	今回応募した動機はどのようなものか。	150	104.5
(1)(2)(3)(4)	イ	施設の設置理念・目的及び政策課題を理解しているか。		
(4)(5)	ウ	収支予算を計画するにあたって、経費の算定(縮減の工夫)をどのようにしたか。		
(4)(6)(8)	エ	施設管理業務における安全・衛生管理対策はどのようなことを考えているか。		
(6)	オ	人員の確保及び人材の育成をどのように行うのか。		
(1)~(13)	カ	その他、事業者としてアピールしたい点について。		

### (2) 講評

真庭市湯原保健福祉センターは、真庭市北部(蒜山、湯原、美甘)地域で唯一の訪問介護事業を行っており、その地域の拠点となっている。また、特別養護老人ホームやすらぎ事業は、湯原地域の高齢者の介護にとって重要な介護施設となっている。

真庭市八束老人福祉センター及び真庭市中和デイサービスセンターは、八束、中和地域の介護予防事業や高齢者福祉事業の拠点となっている。各施設の設置目的等に基づき、各分野に精通する委員からなる選定審議会において、審査内容の共通認識を図り審査していただいたところである。

審議会からは、湯原保健福祉センターについて、物価高騰の中、経費節減に努めることが必要である。収入面において、増収となるような加算の取り組みが必要ではないかとの意見があった。3施設全体では、建築から数十年経過した施設ばかりであり、施設の老朽化に対する対応が必要ではないかとの意見があった。

現指定管理者である社会福祉法人真庭市社会福祉協議会は、地域助けあい事業やボランティアの養成や育成を積極的に行い、地域の中の見守りを強化していくといった点が高く評価された。

提案内容を選定基準に基づいて総合的に評価した結果、審査点総合計において満点の合計数の100分の50を満たし、設置目的に合致した運営、サービスの向上、管理経費の縮減が達成できると認められる団体として、『社会福祉法人真庭市社会福祉協議会』を指定管理者候補者とするものである。

### (3) 指定管理者候補者の概要

- ・所在地：岡山県真庭市久世2928番地
- ・団体名：社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会
- ・代表者：会長 三船 昌行
- ・設立年月：平成17年4月1日
- ・設立目的：真庭市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。